

平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ローヤル電機株式会社  
 代表者名 代表取締役社長執行役員 佐藤 和義  
 (JASDAQ・コード6593)  
 問合せ先  
 役職・氏名 執行役員管理本部長 鮫島 弘一  
 電話 03-5424-1860

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 本社機能を集約し業務効率化を図ることを目的として変更を行うものであります。  
 (2) 法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (条文省略)  (本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を福井県福井市におく。  第 4 条～第 30 条 (条文省略)  第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条 (条文省略)  (選任方法) 第 32 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。  (新設)	第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (現行どおり)  (本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都港区におく。  第 4 条～第 30 条 (現行どおり)  第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条 (現行どおり)  (選任方法) 第 32 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。  <u>2. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u>

<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 33 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u></p> <p>第 33 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 第 3 条の本店の所在地変更は、平成 25 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が発生するものとし、本附則は本店効力発生日経過後をもって削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

取締役会決議 平成 25 年 5 月 14 日  
株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日  
効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日

ただし、第 3 条の本店の所在地変更は平成 25 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じます。

以 上